

地域におけるサインデザインの調査研究

田中賢治*

Survey of Public Sign Designing in Local Area

by Kenji TANAKA*

Generally, the sketch-map which the assuming user drew is adopted as a material for extracting the elements of landmarks in specific area. However, this method takes time and effort very much. Therefore, we attached for it and examined this method for a means to substitute easily. Consequently, it turned out that the printed sketch-map would use for the purpose of preliminary investigation.

Key words: public sign, universal design, mental map, landmark, accessibility

1. はじめに

目的地点への地理的アクセシビリティを支援するための公共サインをユニバーサルデザインの原則的な面から再検討し、地域の公共サインに必要な条件を確認することを目的に調査を行った。

予備調査としてまず三重県内を中心とした市町村のサイン事例を収集し、ユニバーサルデザインの7原則¹⁾に照らし合わせてそれらの抱える問題点の抽出を行った。

その結果、サイン計画自体の視認性については各地域ごとの努力が見られるものの、サイン設置の前提となる設置場所や表示項目(地名やランドマーク選定など)、サイン計画の基本条件設定にかかわる作業についてはあまり資料が得られず、この点について検討が深められていないことが予想された。

すでに LYNCH によって、ヒトの地理的な位置の認識には「メンタルマップ」と呼ばれる心理的要因が重要な役割を占めることが指摘されている²⁾。このことをふまえて公共サインユーザーの地域的なメンタルマップ把握、およびこれから導き出される、地域において共通に認識されたランドマークの具体的な抽出方法について検討した。

2. 調査方法

2.1 調査手法の検討

メンタルマップは通常サイン利用者と想定される多様なユーザーに、フリーハンドによる概略図を自由に記述させることによって具体的な形を得る手法が試みられている³⁾。この手法は、公共サインの利用者として想定される人々が個々に記述したメンタルマップを多数収集し、これらから共通な地理的認識を把握することによって、ユニバーサルデザインガイドラインでの「要求事項 3」、すなわち「直感的な使い勝手--使い勝手の共通性、連続性」を達成するための基礎資料が得られる、という考え方に基づくものである。言い換えれば、この共通認識としてのメンタルマップから、特定の地域に対するユーザーに共通して認識されているランドマークが把握でき、ユニバーサルデザインに対応した公共サイン計画における基礎的情報が得られることを意味する。

ここで、ユーザーに直接記述を求める以外の方法で多数のメンタルマップと同等の情報を得られるものとして、一般印刷物に表現された案内略図をメンタルマップ表現に変わるものとして取り上げ、直接記述方法に代替可能かどうかを検証することとした。

2.2 調査対象の設定

印刷物として公開された略図で形式が共通するものとして、電話帳に掲載された案内略図(職業

* 生活技術開発グループ

別タウンページ 2002 年版より抽出したもの)を調査対象とした。

2.3 ランドマーク抽出の条件

略図中に名称が明記されているもの、または記号が記載されているものをランドマークとして計数した。ただし、道路については名称の明記があるもののみを計数し、計数したランドマークは下表に示すカテゴリーで分類した。

カテゴリー	具体的な内容
自然地形	川、池、海、山など
土木構築物	道路、鉄道、橋梁、トンネル等*
史跡、旧跡等	寺院等歴史的建築物、
建築物	官公庁、企業ビル、商業施設等
店舗等	小規模店舗、GS、CVS等
その他	交差点、駐車場その他

2.4 調査対象の地域性の限定

三重県内中南勢地域を対象とする。対象区域内では、最終的に住宅密集地域(市街部)および郊外部の2つに分類した。

2.5 最終的な調査対象件数

最終的な調査対象図版の内容は下表の通りである。

地域	図版数	ランドマーク数
全体	146	1257
市街部	93	744
郊外部	53	513

3. 結果と考察

3.1 結果

表示されたランドマークをカテゴリー別に分類したものを次表に示した。表中、出現率は各ランドマーク数を図版数で除したもの(ランドマーク数/図版数)、をパーセント表記したものである。また「LM」はランドマークの略である。

- ・ 自然地形

地域	LM 数	LM 出現率(%)
全体	37	25.3
市街部	18	19.4
郊外部	19	35.8

- ・ 土木構築物

地域	LM 数	LM 出現率(%)
全体	320	219.2
市街部	184	197.8
郊外部	136	256.6

- ・ 史跡、旧跡等

地域	LM 数	LM 出現率(%)
全体	17	11.6
市街部	14	15.1
郊外部	3	5.6

- ・ 建築物

地域	LM 数	LM 出現率(%)
全体	510	349.3
市街部	335	360.2
郊外部	175	330.2

- ・ 店舗等

地域	LM 数	LM 出現率(%)
全体	207	141.8
市街部	110	118.3
郊外部	97	183.0

- ・ その他

地域	LM 数	LM 出現率(%)
全体	160	109.6
市街部	78	83.9
郊外部	82	154.7

次に、高い出現率を見せたカテゴリー「土木構

建築物」,「建築物」,「その他」について内容を詳細に見た結果を下表に示した。(%表示)

・ 土木構築物

LM 分類	市街部出現率	郊外部出現率
幹線道路	90.3	92.5
地域道	35.5	22.6
橋梁	32.3	56.6
鉄道	31.2	56.6
インターチェンジ	8.6	28.3

・ 建築物

LM 分類	市街部出現率	郊外部出現率
公共機関	64.5	56.6
学校	20.4	43.4
商業施設・大	82.8	75.5
企業ビル等	34.4	15.1
J A 施設	0.0	17.0
ホテル	17.2	3.8
工場	6.5	24.5
銀行	35.5	20.8
病院	12.9	7.5

・ 店舗等

LM 分類	市街部出現率	郊外部出現率
一般店舗	59.1	71.7
G S	21.5	45.3
C V S	14.0	32.1

・ その他

LM 分類	市街部出現率	郊外部出現率
交差点	58.1	113.2
駐車場	11.8	0.0
バス停	9.7	11.3
住宅団地	0.0	17.0

以上の結果から, 地域区分毎のランドマーク認知について, 次のような特徴が読み取れた.

- 1) 市街部のランドマークは郊外部のものに比べ, より多い種類が見られた. 一方, 郊外部のものは鉄道線, 交差点, 橋梁等, 土木インフラに依存する傾向が強い.
- 2) 建築物ランドマークについては両地域とも大型商業施設, 公共機関が主要素となっているが, それに次ぐものは市街部では企業事業所ビル, 郊

外部では工場, JA 関連施設主体となっている.

3) 一般店舗がランドマークとして認識されている割合は郊外部の方が高い.

4) 寺, 神社等の史跡がランドマークとして取り上げられる割合は両地区を通じて低いが, 中では市街部, 特に旧市街部が比較的高く, 郊外部では低い.

3.2 考察

以上のように, 150 図版程度の分析結果からも地域によるランドマーク認知特性の相違点が理解できることがわかった. ただ, 電話帳略地図は市街部と郊外部では描画範囲(スケール)が異なっており, 直接記述式調査では可能なエリアの限定や歩行者用か自動車用かなどの用途の限定が, 印刷物略図調査法を採用する場合には困難であることがわかった.

4. まとめ

地域ランドマーク認知の傾向を把握する手法である「直接ユーザー記述法」に代替できる手法として, 「印刷物略図調査法」を検討した. その結果, 直接記述法との完全互換はできないが, 事前調査には有効な手法であることがわかった.

ただしこの手法を用いる場合, 調査エリアの正確な限定ができないこと, また利用者(ユーザー)の限定も困難であることなど問題点の存在も確認できた. したがって本方法は, 直接記述調査に取り組むための事前調査方法として活用することが望ましいと考えられる.

今後, 今回の調査結果を取り入れて, 地域サイン計画ガイドラインの作成に取り組みたい.

参考文献

- 1) The Trace Research & Development Center, "Principles of Universal Design", http://www.design.ncsu.edu:8120/cud/univ_design/princ_overview.html
- 2) 中村豊ほか: "メンタルマップ入門", (1993)
- 3) 中山順ほか: "ユニバーサルデザインの考え方を活用した案内誘導システムの研究中間報告", p19-21(2001)